

もうしたてしよ
あっせん申立書

(あて先) さき いばら き し ちよう
茨木市長

もうしたてしや じゆうしよ
申立者 住所

しめい
氏名

れんらくさき でんわばんごうとう
連絡先 (電話番号等)

さべつ う ひと かんけい
差別を受けたとされる人との関係

印

いばらきししようがい ひと ひと とも い じようれいだい じようだい こう さだ つぎ
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条第1項の定めにより、次
のとおりにあっせんを申立てます。

さべつ う 差別を受けたと される人	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	
	れんらくさき 連絡先	
さべつ 差別をしたと される事業者	じゆうしよ 住所	
	しめい 氏名	
	れんらくさき 連絡先	
たいしやうじあん がいよう 対象事案の概要		
もと 求めるあっせん の内容		
た さんこう その他参考と なる事項		

ちゆう もうしたてしや しめい じひつ きにゆう おういん しょうりやく
(注1) 申立者氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

ちゆう さべつ じぎやうしや ほうじん た だんたい ばあい じゆうしよらん しゅ
(注2) 差別をしたとされる事業者が法人その他の団体である場合は、住所欄には主たる
じむしょまた じぎやうしよしよざいち しめいらん めいしやうおよ だいひやうしや しめい きさい
事務所又は事業所所在地を、氏名欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。

ちゆう たいしやうじあん がいよう およ もと ないよう きにゆう らん ふそく
(注3) 「対象事案の概要」及び「求めるあっせんの内容」について、記入する欄が不足する
ばあい べつし しようしきと きさい うえ ていしゆつ
場合は別紙(様式問わず)に記載の上、提出してください。

もうしたてしや
(申立者)

さま
様

いばら き し ちょう
茨木市長

かいしつうちしょ
あっせん開始通知書

あなたから ねん がつ にち もうした
あなたから 年 月 日に申立てがあった、あなたと どの間の
じあん じあん じあん じあん じあん じあん じあん じあん じあん じあん
事案のあっせんについて、茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条
だい ごう さだ だいい だいい だいい だいい だいい だいい だいい だいい だいい だいい
第3項の定めにより、次のとおり開始することとしましたので、茨木市障害のある人もない人
とも い とも い とも い とも い とも い とも い とも い とも い とも い とも い
も共に生きるまちづくり条例施行規則第4条第1項の定めにより、通知します。

1 じあんばんごう
事案番号

2 あっせんをする者 じあんばんごう じあんばんごう じあんばんごう じあんばんごう
もの いばらきししょうがいしゃさべつかいしょうしえんきょうぎかい
あっせんをする者 茨木市障害者差別解消支援協議会

もうしたてしゃ
(申立者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨木市長

あつせんをおこなむねつうちしよ
あつせんを行わない旨の通知書

あなたから ねん がつ にち もうした
あなたから 年 月 日に申立てがあった、あなたと どの間の
じあん じあん じあん
事案のあつせんについては、次の理由によりあつせんを行うことが適当ではないと認められま
つぎ りゆう おこな てきとう みと
すので、いばらきししやうがい ひと ひと とも い じやうれいしこうきそくだい じやうだい こう
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第4条第1項の
さだ かつち
定めにより通知します。

1 じあんばんごう
事案番号

2 り ゆう
理由

[]

ひ もうしたてしや
(被申立者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨木市長

あっせん かいしつうちしよ
あっせん開始通知書

もうしたてしや
申立者 から ねん がつ にち もうした
日に申立てがあった、あなたとの間の事案
のあっせんについて、いばらきししょうがい ひと ひと とも い
茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例第11条第3
項の定めによりつぎ かいし
こととしましたので、いばらきししょうがい ひと ひと とも
茨木市障害のある人もない人も共に
生きるまちづくり条例施行規則第4条第2項の定めにより通知します。

1 じあんばんごう
事案番号

2 あっせんをする者 もの いばらきししょうがいしやきべつかいしょうしえんきようぎかい
茨木市障害者差別解消支援協議会

3 あっせん とうした がいよう
申立ての概要

4 りゆういじこう
留意事項

だい
第
ねん
年
が
月
ごう
号
に
ち
日

もうしたてしゃ
(申立者)

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしゃ
(被申立者)

いばらきししょうがいしゃさべつかいしょうしえんきょうぎかい かいちょう
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

あつせんあんちしよ
あつせん案通知書

ねん がつ にちづ だい ごう しばらきしちやう かいし つうち じあん
年 月 日付け 第 号により茨木市長があつせん開始を通知した事案に
ついて、次のおりあつせんあんていじ
ついで、次のとおりあつせん案を提示します。

- 1 じあんばんごう
事案番号
- 2 あつせんあんないよう
あつせん案の内容
- 3 ういれをもとめりゆう
受け入れを求める理由
- 4 ういれるかどうかをこたえりきげんおよびそのほうほう
受け入れるかどうかを答える期限及びその方法
- 5 た
その他

だい
第
ねん
年
が
つ
月
ご
う
号
に
ち
日

もうしたてしや
(申立者)

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしや
(被申立者)

いばらきししょうがいしやまべつかいしょうしえんきょうぎかい かいちょう
茨木市障害者差別解消支援協議会 会長

ごういしよ
あっせん合意書

ねん がつ うち につ だい
年 月 日 付 第
ごう ていじ あん つぎ とうい ないよう
号で提示したあっせん案について、次のとおり合意内容を
通知します。

1 じあんばんごう
事案番号

2 とうい ないよう
合意内容

だい
第
ねん
年

がつ
月

こう
号
にち
日

もうしたてしゃ
(申立者)

さま かくつう
様 (各通)

ひ もうしたてしゃ
(被申立者)

いばら き し ちよう
茨木市長

しゅうりようつうちしょ
あっせん終了通知書

ねん がつ にちづ だい とう つうち あんけん いばらきししようがい ひと
年 月 日付け第 号で通知した案件については、茨木市障害のある人も
ひと とも い じょうれいしこうきそく いか きそく だい じょうだい こう さいだ
ない人も共に生きるまちづくり条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第1項の定
めにより次の理由によって終了することとしましたので、規則第7条第2項の定めにより
つぎ りゆう しゅうりよう きそくだい じょうだい こう さいだ
通知します。

1 じあんばんこう
事案番号

2 り ゆう
理由

りゆうきさいれい
(理由記載例)

- ・ あっせんにより とうがいじあん かいけつ
当該事案が解決したため
- ・ とうがいじあん かいけつ み こ みと
当該事案の解決の見込みがないと認められたため

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

(あて先) さき いばら き し ちょう
茨木市長

もうしたてしや
申立者

じゅうしょ
住所

しめい
氏名

れんらくさき だんわばんごうとう
連絡先 (電話番号等)

印

もうしたてとりさげしよ
あつせん申立取下書

ねん がつ にち もと つぎ
年 月 日に求めた次のあつせんの申立てを取下げます。

1 じあんばんごう
事案番号

2 ひ もうしたてしや
被申立者

3 た
その他

だい
第
ねん
年

がつ
月

ごう
号
にち
日

ひ もうしたてしや
(被 申 立 者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

もうしたてとりさげつうちしよ
あっせん申 立 取 下 通 知 書

ねん がつ ねん 日 つけ 第 号 により 通知 した あっせんの 開始 に 係 る 事 案 につい て、 申
たてしや 立 者 より 年 月 日 つけ であっせんの 申 立 て が (一部) と 取 り 下 げ ら れ ま し た の で 通 知
し ます。

だい 第
ねん 年
が 月
ごう 号
に 日
ち 日

かん こと しょ
勧 告 書

ひ もうしたてしや
(被 申 立 者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

ねん 年 が 月 に ち づ だ い 日 付 け 第 号 により あ っ せ ん を 開 始 し た 事 案 に 関 し て、 茨 木 市
しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい しょうがい
障 害 の あ る 人 も な い 人 も 共 に 生 き る ま ち づ くり 条 例 第 12 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の 内 容 を
じゆだく かんこく
受 諾 さ れ る よう 勧 告 し ま す。

とうがい かんこく かが 当 該 勧 告 に 係 る じぎょうしや じゅうしよ 事 業 者 の 住 所 およ しめい 及 び 氏 名	じゅうしよ 住 所	
	しめい 氏 名	
かんこく ないようおよ 勧 告 の 内 容 及 び とうがい かんこく したが 当 該 勧 告 に 従 う べき こと を 求 め る 理 由		
かんこく したが むねまた 勧 告 に 従 う 旨 又 したが むね は 従 わ な い 旨 の い し ひようめい 意 思 の 表 明 を す べき 期 限 及 び そ の 方 法	き げん 期 限	ねん 年 が 月 に ち 日 まで
	ほう ほう 方 法	れい らいちよう ゆうそう た (例： 来 庁、 郵 送、 そ の 他)
その他		

ひ もうしたてしや
(被申立者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

かんこく かか いけんちようしゆつうちしよ
勧告に係る意見聴取通知書

ねん がつ にちづ だい 第
年 月 日 付け 第
ごう であっせんを 行った 事案 について、いばらきししようがい
号 であっせんを 行った 事案 について、茨木市障害のあ
る 人も ない人も 共に 生きる まちづくり 条例 (以下「条例」という。) 第12条 第1項 の 規定に
より、必要 な 措置 を 講じる べき こと を 勧告 する 予定 として おります。
ひつよう そち ころ かんこく よてい

つきましては、じようれいだい じようだい ころ きてい もと つぎ いけんちようしゆ じっし
つきましては、条例第12条 第2項 の 規定 に 基づき、次 の と おり 意見聴取 を 実施 します。

1 あっせん の 内容
ないよう

2 いけん ちようしゆ び
意見 の 聴取 日
ねん がつ にち
年 月 日

3 いけん ちようしゆ ばしよ
意見 の 聴取 の 場所

4 その他
た

ひもうしたてしや
(被申立者)

さま
様

いばら き し ちよう
茨 木 市 長

こうひよう かか いけんちようしゆつうちしよ
公表に係る意見聴取通知書

ねん がつ にちづ だい 　　ごう かんこく おこな じあん 　　いばらきししようがい ひと
年 月 日付け第 号で勧告を行った事案について、茨木市障害のある人
もなしともい 生きるまちづくり じようれい い か じようれい 　　だい じようだい 　　こう きてい
もなしともい 生きるまちづくり 条例 (以下「条例」という。) 第13条第1項の規定により、
その旨を公表する予定としております。

つきましては、じようれいだい じようだい 　　こう きてい もと 　　しやくめいおよ しりよう ていしゆつ 　　まかい あた
つきましては、条例第13条第2項の規定に基づき、釈明及び資料の提出の機会を与える
ため、つぎ いけんちようしゆ じっし
ため、次のとおり意見聴取を実施します。

1 あっせんのないよう
内容

2 かんこく ないよう
勧告の内容

3 いけん ちようしゆ び およ 　　ねん がつ にち
意見の聴取日及び
しりよう ていしゆつ び
資料の提出日

4 いけん ちようしゆ ばしよ
意見の聴取の場所

5 た
その他